成田市 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料(令和4年10月1日から)

手数料の種類				金額 ₍₁₎ (1件あたり)		
長期優良住宅	事前審査あり	新築	—ј	戸建ての住宅		8,000円
建築等計画認	(3)			全体住戸数	5戸以下	15,000円
定申請手数料			++	全体住戸数	6戸~10戸	27,000円
(2)			共同	全体住戸数	11戸~25戸	42,000円
			住	全体住戸数	26戸~50戸	73,000円
			宝宝	全体住戸数	51戸~100戸	119,000円
			等	全体住戸数	101戸~200戸	199,000円
			,,	全体住戸数	201戸~300戸	248,000円
				全体住戸数	301戸以上	272,000円
		増築	—ј	戸建ての住宅		12,000円
		•		全体住戸数	5戸以下	23,000円
		改築	共	全体住戸数	6戸~10戸	40,000円
			同	全体住戸数	11戸~25戸	63,000円
			· · · 住	全体住戸数	26戸~50戸	109,000円
			宅		51戸~100戸	179,000円
			等	全体住戸数	101戸~200戸	299,000円
					201戸~300戸	372,000円
_		A		全体住戸数		409,000円
	事前審査なし	新築	<u></u> — ј	戸建ての住宅		42,000円
				全体住戸数		102,000円
			共	全体住戸数		165,000円
			同		11戸~25戸	326,000円
			住		26戸~50戸	594,000円
			宅		51戸~100戸	1,035,000円
			等	全体住戸数	101戸~200戸	1,916,000円
					201戸~300戸	2,744,000円
		154 55		全体住戸数		3,360,000円
		増築	<u> </u>	戸建ての住宅		63,000円
		· 改築		全体住戸数		154,000円
		以来	共	全体住戸数		248,000円
			同		11戸~25戸 26戸~50戸	<u>489,000円</u> 891,000円
			住		51戸~100戸	
			宅	全体住戸数	101戸~200戸	1,552,000円
			等		201戸~300戸	4,117,000円
				全体住戸数		5,040,000円
				土中压厂奴	3017-24	3,040,000

手数料の種類		[2	金額 ₍₁₎ (1件あたり)							
長期優良住宅	事前審査あり(3)	—j	戸建ての住宅		12,000円					
維持保全計画			全体住戸数	5戸以下	23,000円					
認定申請手数		共同	全体住戸数	6戸~10戸	40,000円					
料(4)			全体住戸数	11戸~25戸	63,000円					
			全体住戸数	26戸~50戸	109,000円					
		住宅	全体住戸数	51戸~100戸	179,000円					
		半等	全体住戸数	101戸~200戸	299,000円					
		ਚ	全体住戸数	201戸~300戸	372,000円					
			全体住戸数	301戸以上	409,000円					
	事前審査なし	— <u>ў</u>	戸建ての住宅		63,000円					
			全体住戸数	5戸以下	154,000円					
			全体住戸数	6戸~10戸	248,000円					
		共同	全体住戸数	11戸~25戸	489,000円					
		同住	全体住戸数	26戸~50戸	<u>891,000円</u>					
		住宅	全体住戸数	51戸~100戸	1,552,000円					
		半等	全体住戸数	101戸~200戸	2,875,000円					
		ਚ	全体住戸数	201戸~300戸	4,117,000円					
			全体住戸数	301戸以上	5,040,000円					
長期優良住宅	計画の内容の変更									
建築等計画変	1件につき 当初申請時の <u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料₍₁₎の1/2</u>									
更認定申請手	譲受人の決定 または 管理者等の選任 に係る変更									
数料(5)	1件につき <u>1,700円</u>									
長期優良住宅										
維持保全計画	1 件につき、当知中等時の長期項自住之機性保会計画初史中等手数数 の 4 / 2 /									
変更認定申請	1件につき 当初申請時の <u>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料₍₄₎の1/2</u> 									
手数料(6)										
地位の承継の										
承認申請手数	1件につき <u>1,700円</u>									
料(7)										
容積率の特例		_								
許可申請手数	1件につき 160,000円									
料(8)										

注釈

- 1 賃貸共同住宅の一戸当たりの手数料は、建築物全体の住戸数に応じた金額を、認定申請しようとする住戸の数で除した額(100円未満切り捨て)となります。
- 2 新築・増改築の工事によって建築される長期優良住宅の認定申請手数料です。法第6条第2項の規定による申出をする場合は、本手数料に建築確認申請手数料を合算して納付してください。

- 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定により登録住宅性能評価機関から交付される、申請対象住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの確認書若しくは性能評価書またはこれらの写しを添えて認定申請をしている場合をいいます。
- 4 建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定を受ける場合の認定申請手数料です。
- 5 新築・増改築の工事によって建築される長期優良住宅の変更認定申請手数料です。計画の内容を変更する場合と、認定計画実施者を分譲事業者から譲受人または管理者等に変更する場合で手数料の額が異なります。
- 6 建築行為を伴わずに認定を受けた長期優良住宅の変更認定申請手数料です。
- 7 中古住宅の売買等で認定計画実施者の地位を承継する場合の承認申請手数料です。
- 8 長期優良住宅型総合設計制度を活用して容積率の特例許可を受ける場合の許可申請手数料です。